

亀山市公告第100号

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行うので、
亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定
により公告する。

平成29年11月6日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事名

川崎白木線舗装工事（その2）

(2) 工事場所

亀山市辺法寺町地内

(3) 工事概要

【舗装工事】

・道路土工 機械掘削 $V = 1,000 \text{ m}^3$

・撤去工 舗装版取壊 $A = 3,330 \text{ m}^2$

・舗装工

不陸整正工 $A = 3,330 \text{ m}^2$

下層路盤工（ $t = 15 \text{ cm}$ ） $A = 3,160 \text{ m}^2$

下層路盤工（ $t = 20 \text{ cm}$ ） $A = 180 \text{ m}^2$

上層路盤工 $A = 3,160 \text{ m}^2$

基層工 $A = 3,330 \text{ m}^2$

表層工 $A = 3,330 \text{ m}^2$

アスカーブ $L = 221 \text{ m}$

・区画線工 一式

(4) 工期

契約締結日から平成30年3月9日まで

(5) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目
を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する
事後審査方式の工事とする。

(6) 入札方法

本工事は、原則として入札書等を郵送により提出する郵
便入札で行うものとするが、持参による提出も認める。

2 参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告の日から落札決定日までの間において、別表及び次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1下欄の建設業について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「規則」という。）第2条第5項の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 建設業退職金共済制度に加入している者であること。
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48号の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出義務のないものを除く。）。
- (10) 本店所在地の市税を滞納している者でないこと。
- (11) 次に掲げる企業要件を満たしている者であること。

ア ほ装工事の建設業許可を受けていること。

イ 規則第2条第5項の規定による入札参加資格者名簿にはほ装工事の登録がされていること。

ウ 亀山市、四日市市、鈴鹿市又は津市のいずれかに本店、支店又は営業所を有すること。

エ 三重県経営事項評価・総合点（ほ装工事）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる点数以上であること。

（ア）亀山市に本店を有する者 830点

（イ）亀山市に支店又は営業所を有する者及び四日市市、鈴鹿市又は津市に本店を有する者 900点

（ウ）四日市市、鈴鹿市又は津市に支店又は営業所を有する者 1,100点

（12）法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について、次に掲げる要件を満たしている者を専任で配置すること。

ア 舗装工事業に関して、次のいずれかに該当する者

（ア）法による技術検定の1級又は2級に合格した者（建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第7条の3に規定された者）

（イ）技術士法（昭和58年法律第25号）による2次試験に合格した者（建設業法施行規則第7条の3に規定された者）

（ウ）法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

ウ 参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係にある者

3 入札手続等

（1）設計図面及び仕様書の配付等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(ア) 閲覧期間

平成29年11月6日(月)から同月24日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 閲覧場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所西庁舎3階 財務部契約管財室

イ 配付資料

(ア) 公告の写し

(イ) 入札心得

(ウ) 配置予定の主任技術者等の資格表

(エ) 参加資格確認申請書

(オ) 質問書

(カ) 工事費内訳書

(キ) 設計図書等

(2) 入札に関する質問

当該入札に対する質問(設計図書等の内容に関するものを含む。)がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、電話、口頭等個別では受け付けない。

ア 質問書の提出

(ア) 提出期間

平成29年11月7日(火)から同月16日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 提出場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

亀山市役所西庁舎3階 財務部契約管財室

(ウ) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず着信の確認をすること。

ファクシミリ 0595-82-3883

電子メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

電話 0595-84-5025

イ 質問に対する回答

回答方法 平成29年11月17日（金）午後5時までに、参加意思表明者全員にファクシミリ又は電子メールにて行うものとする。

(3) 参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、参加資格確認申請書を提出して、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加資格確認申請書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効とする。

ア 参加資格確認申請書の受付

(ア) 提出期間

平成29年11月6日（月）から同月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 提出場所

亀山市本丸町577番地 亀山市役所西庁舎3階
財務部契約管財室

(ウ) 提出方法

郵送又は持参とする。

なお、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。

(4) 提出書類の内容及び提出時期

提出書類の内容及び提出時期は、次のとおりとする。

ア 参加資格確認申請書提出時に提出する書類

(ア) 本店の所在する市税の納税（完納）証明書（提出日から前6月以内に発行されたものに限る。）の写し

(イ) 本店の所在する市民税・県民税の特別徴収の領収証書（提出日から前2月以内に発行されたものに限る。）の写し又は納期の特例承認を受けている者は特例承認書の写し（特別徴収義務の免除者は除く。）

イ 入札書郵送時に提出する書類

(ア) 配置予定の主任技術者等の資格に関する書類

a 2 (12) の配置予定の主任技術者等の資格を記載すること。

b 配置予定の主任技術者等は、複数の技術者を記載することができるものとする。ただし、「配置予定の主任技術者等の資格表」に記載されている主任技術者等の追加又は差替は認めない。

c 複数の工事について同一の主任技術者等を重複して配置予定の主任技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者等を配置できなくなったときは入札してはならず、参加資格確認申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出すること。

なお、他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、亀山市が実施する郵便入札において、入札書配達指定日が同一日であり、かつ、落札者決定日（予定）が同一日である複数の工事に主任技術者等を重複して申請した者が、先に開札した工事の落札者となったことにより、以後に開札した工事に主任技術者等の配置ができなくなったときは、資格喪失届の提出を求めないが失格とする。

d 監理技術者については、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

e 配置予定の主任技術者等と本件の申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名及び雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書等）を添付すること。

(イ) 工事費内訳書

a 入札書に記載される入札価格に対応した工事費内

訳書を提出すること。なお、提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第13条第8号の規定により無効とする。

- (a) 工事費内訳書の金額と入札価格が一致しないもの
- (b) 一括値引き及び減額の項目が確認されるもの
- (c) 記載すべき項目が欠けているもの
- (d) その他不備のあるもの

b 数量、単価及び金額等を記載すること。

c 工事費内訳書の差替及び再提出は認めない。

(ウ) 入札保証金を納入した場合は、納入したことを証明できるもの

(5) 参加資格の確認項目

参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査によることとし、確認する項目は次のとおりとする。ただし、参加資格事後審査については、落札候補者のみ実施することとする。

ア 事前条件審査項目は、入札参加希望者の建設業許可業種、地域要件及び同種工事等の基本項目とする。

イ 参加資格事後審査項目は、参加資格に関するすべての項目とする。

(6) 参加資格事前確認の通知

参加資格事前確認通知は、原則として参加資格確認申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内に申請者に対し行う。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、参加無資格確認通知書によりその理由を通知する。

また、参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに参加資格を満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(7) 参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加資格確認申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、事後

審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」という。）を求めることがある。ただし、追加提出等については開札日の午後5時15分までに追加提出等の意思の確認がされ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとする。

また、亀山市請負工事業者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）における審査で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがある。

なお、参加資格確認申請書に記載されている連絡先以外の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければならない。

（８）参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができるものとする。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとする。

なお、書面（様式は自由）は持参するものとする。

イ 説明書の提出期間

参加資格事前確認通知書又は参加無資格確認通知書の送付の日の翌日から起算して2日（日曜日及び土曜日を除く。）以内の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市役所西庁舎3階 財務部契約管財室

エ 理由の説明

指名審査会の審査を経たうえ、参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

（９）入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配付する入札心得によるものとする。

ア 入札書の提出は郵送とするが持参も認める。

イ 1 回目の入札は代理人名義の入札を認めない。

ウ 入札執行回数は、原則 2 回とする。

エ 入札書の撤回、差替及び再提出は認めない。

(1 0) 入札書の提出

ア 入札書の提出は、入札書到達日を配達指定日とした上で一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送するか、持参すること。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

イ 郵送により提出する場合の入札書到達日（配達指定日）及び送付先は、次のとおりとする。

（ア）入札書到達日（配達指定日）

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日（金）

（イ）送付先

〒 5 1 9 - 0 1 9 5 亀山市本丸町 5 7 7 番地

亀山市長（財務部契約管財室）

ウ 持参により提出する場合の提出期限及び提出場所は、次のとおりとする。

（ア）提出期限

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日（火）午後 5 時 1 5 分

（イ）提出場所

亀山市本丸町 5 7 7 番地

亀山市役所西庁舎 3 階 財務部契約管財室

エ 入札書に記載する金額は、落札の決定に当たり入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。

オ 本工事に係る工事費内訳書を同封すること。

(1 1) 開札

ア 開札には、本入札に参加したすべての者が立ち会うも

のとし、立会人は入札者本人のほか代理人を認める。

イ 入札者が立ち会いを代理人に委任する場合は、あらかじめ書面による委任状を提出しなければならない。

ウ 入札参加者が立ち会いを辞退する場合は、書面による入札立会辞退届を提出しなければならない。なお、立ち会いを辞退した参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したものとする。

エ 入札立会辞退届を提出せずに立ち会わなかった場合も前項と同様に入札は有効とするが、再度の入札は辞退したものとする。

オ 立会人が2人に満たない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。

(12) 開札日時及び場所

ア 開札日時

平成29年11月27日(月) 午前9時30分

イ 開札場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所3階 理事者控室

(13) 再度入札

ア 開札の結果、入札価格がいずれも予定価格に達しないときは、引き続き再度の入札を行う。ただし、入札価格と予定価格の開差が大きいなど、引き続き再度の入札を行うことが不相当であると認められる場合は入札を保留し、改めて再度の入札に必要な事項を通知するものとする。

イ 再度の入札は、開札の立会人である入札者及びその代理人により行うものとし、再度の入札は代理人名義の入札を認める。

ウ 一度目の開札に立ち会わなかった入札参加者は再度の入札に参加できない。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とする。ただし、規則第11条第1項各号のいずれかに該当する場合及び亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程第3条第1項の規定による格付を受けた者は、免除するものとする。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は、担保の提供をもって代えることができるものとする。

なお、規則第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者、3(4)の提出書類の全てを提出しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、規則第13条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者及び落札候補者としていた場合は、落札及び落札候補の決定を取り消すものとする。

なお、参加資格を確認された者であっても、参加資格確認申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受ける等、2の参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、参加資格のない者に該当するものとする。

(3) 落札候補者の決定

ア 規則第6条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。

イ 落札候補者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札立会人によるくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札立会人のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、他の立会人又は当該入札事務に関係のない市職員にくじを引か

せるものとする。

(4) 落札者の決定

ア 落札者を決定したときは、落札者に対して落札確認書によりその旨を通知する。

イ 落札候補者について、亀山市建設工事等談合情報マニュアルに規定する談合情報の提供があった場合は、原則として、落札決定を保留するものとする。

(5) 落札の失効

市長から契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しないときは、規則第20条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失うものとする。

(6) 契約の締結の中止

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約を締結しないことがある。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(7) 支払条件

ア 前金払

(ア) 前金払は、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第44条第1項各号に掲げるものについて行うことができる。

(イ) 前金払を行う場合の限度額は、亀山市会計規則第45条に定めるところによる。

イ 部分払

(ア) 部分払は、亀山市会計規則第47条第1項に定めるところにより行うことができる。

(イ) 部分払を行う場合は、亀山市会計規則第47条第2項各号に定める回数によらなければならない。

(8) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負

額を算定するものとする。

(9) 入札の中止等

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期又は中止することがある。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがある。この場合における費用は、入札者の負担とする。

(10) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 事前に提出した「配置予定の主任技術者等の資格に関する書類」に記載した主任技術者等を契約時に配置しなければならない。

なお、契約時に配置できない場合は、不正又は不誠実な行為とみなし亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(12) 参加資格確認申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不正又は不誠実な行為とみなし亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(13) 本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

(14) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

(15) 本公告に関する問い合わせ先

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

亀山市財務部契約管財室

電話0595-84-5025

ファクシミリ0595-82-3883

電子メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp